

北海道旭川養護学校

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての幼児児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの幼児児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

いじめの問題への対応は学校教育における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要があります。また、関係機関や地域のかも積極的に取り込むことが必要であります。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、幼児児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

そこで、本校としては、学校教育目標「安心・安全な教育環境のもと生活にいきる力を育む」を見据え、幼児児童生徒が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

平成26年3月19日

一部改定 平成29年5月17日

一部改定 平成31年4月 1日

一部改定 令和 2年9月16日

一部改定 令和 5年8月 21日

一部改訂 令和 5年11月28日

一部改訂 令和 6年 1月15日

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

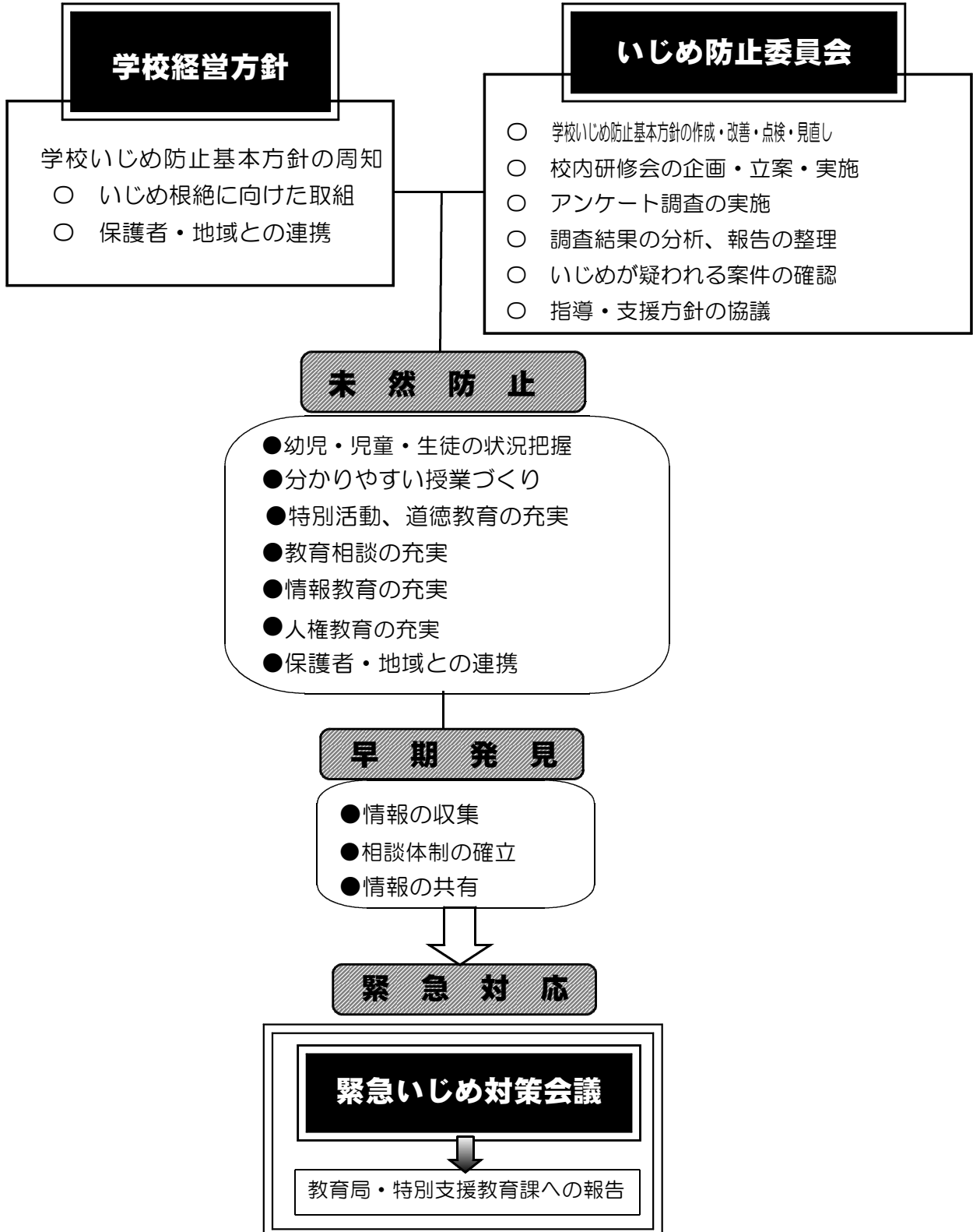
- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎないことを認識し、注意深く観察することが必要である。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

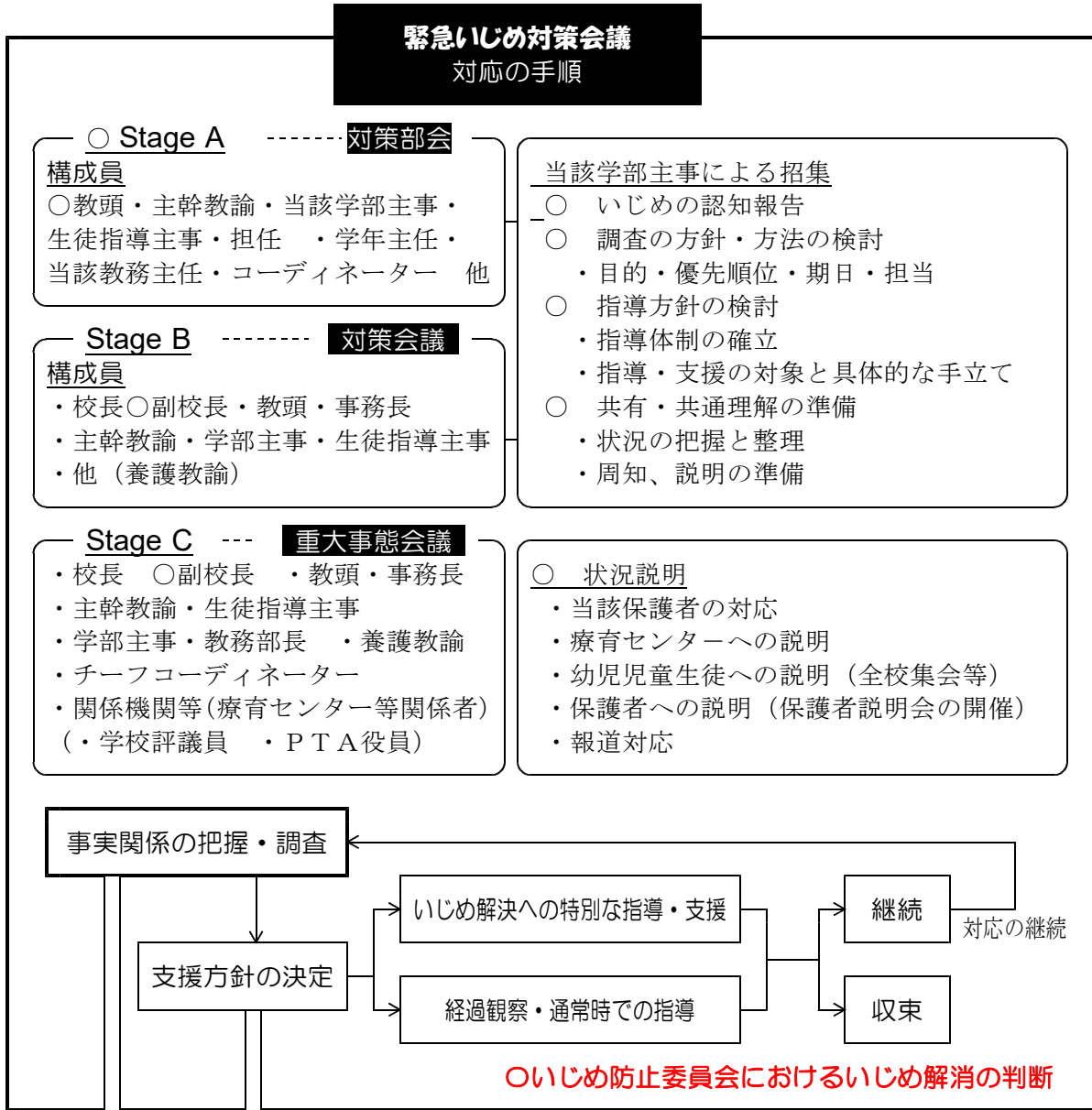
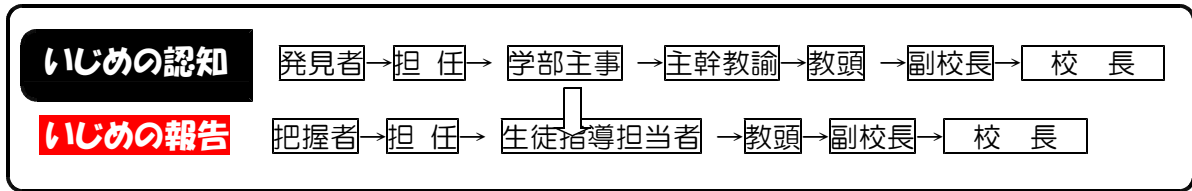
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応 事案対処マニュアル

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組

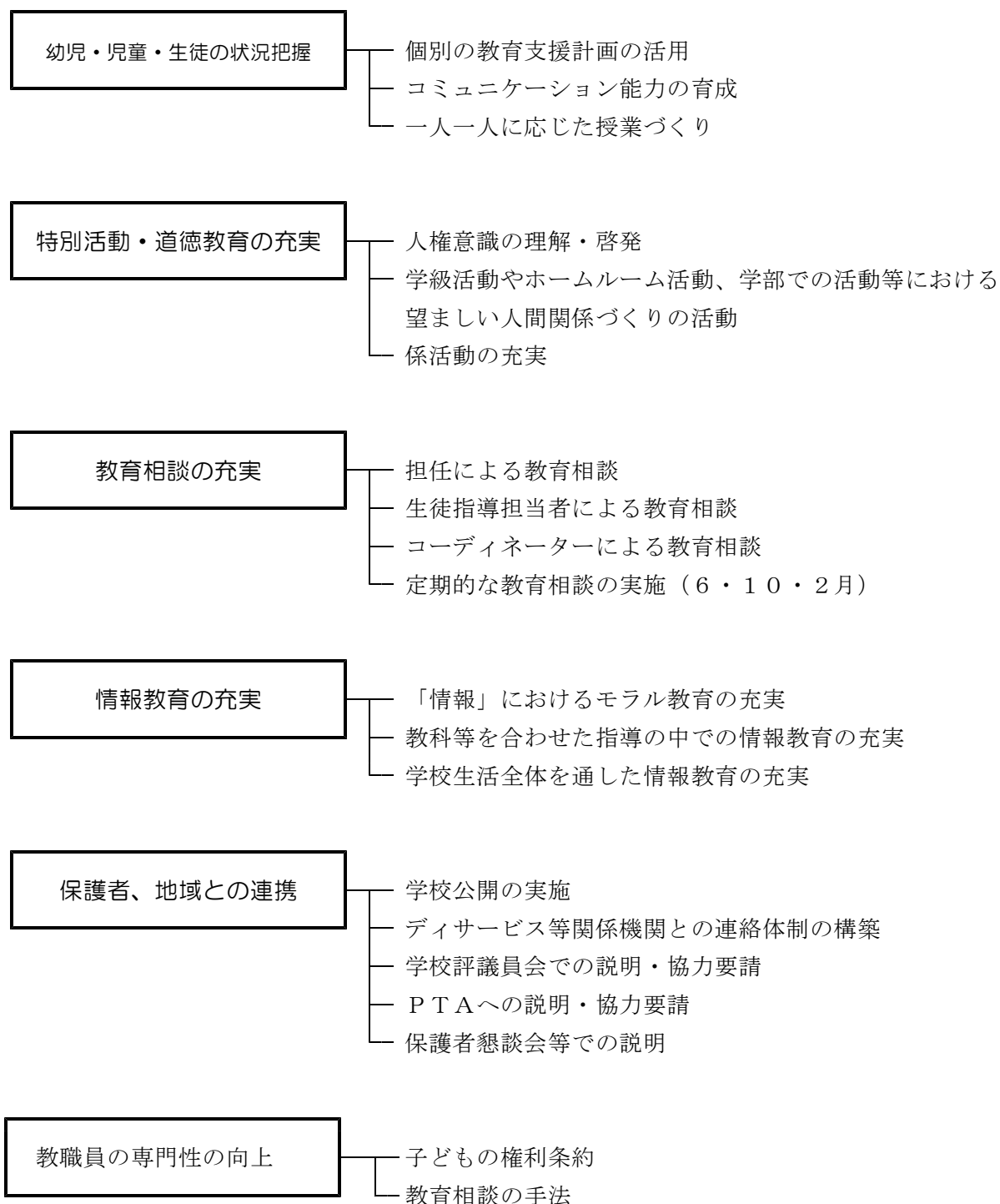


職員会議	療育センター	保護者	地域	教育局 特別支援教育課	関係機関
・ 情報共有	・ 状況説明 ・ 対応方針の説明 ・ 協力要請	・ 状況説明 ・ 対応方針の説明	・ 協力要請	・ 相談 ・ 報告 ・ 指導・助言	・ 協力要請 ・ スクールカウンセラーの派遣要請

Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

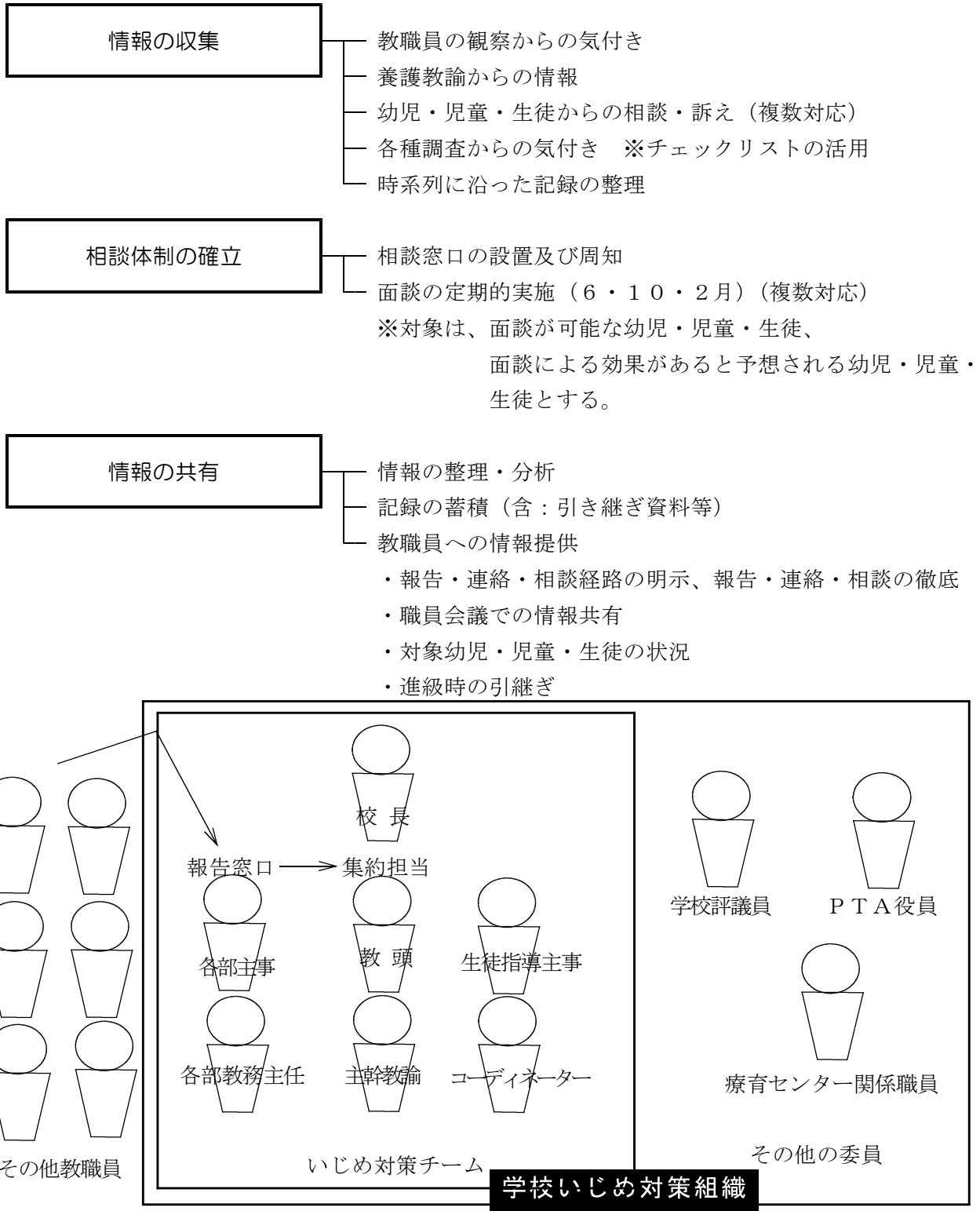
幼児・児童・生徒については教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。いじめが生まれにくい環境をつくるため、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等を推進する。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。

幼児・児童・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



■ 「学校」いじめ対策組織」のチェックリスト ■

項目	内容	チェック
1 組織の委員の構成等	<p>法を踏まえて「学校いじめ対策組織」は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者で構成している。</p> <p>※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員等の地域の人材、警察関係者など</p> <p>教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「いじめ対策チームに教務主任を入れるなど、学校の実態等に応じて編成している。</p>	
2 年間指導計画の作成・実施	<p>いじめ防止等の対策に係る学校の年間指導計画(校内研修、いじめに関する授業、教職員による個人面談、児童生徒対象のアンケート、保護者会での説明、児童生徒の主体的な活動への支援など)を策定している</p> <p>策定した計画が適切に実施されるよう運営している。</p> <p>年間活動計画を「学校いじめ防止基本方針」の中に明記し、定期的に自校の実態に即して機能しているかを点検している。</p>	
3 定例会議の設定	<p>「学校いじめ対策組織」の機能と、具体的な取組を明確にしている。</p> <p>定期的に会議を設定している。</p> <p>事案ごとに、対応方針で示した取組の推進状況、児童生徒の状況等について確認し、今後の対応策を決定している。</p>	
4 情報収集・共有	<p>教職員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。</p> <p>児童生徒の様子で気になることやトラブルなどについて、「学校いじめ対策組織」として教職員から報告を受け、教職員間で情報を共有している。</p>	
5 いじめの認知	<p>教職員から、児童生徒の様子で気になることが報告された場合、校長の方針の下、事実確認の方法を決定している。</p> <p>上記確認の結果について「学校いじめ対策組織」が報告を受け、当該の事案が、いじめであるか等について組織として判断している。</p> <p>迅速な対応が必要な場合は、校長が生徒指導主事(主任)や学級(HR)担任等へ対応等を指示している。</p>	
6 対応方針の協議	<p>いじめの早期解決に向けた対応方針を協議している。</p> <p>事案ごとに、被害や加害の児童生徒及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担を決定している。</p> <p>対応方針について、学級(HR)担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、「学校いじめ対策組織」に報告している。</p>	
7 指導・助言	<p>管理職が、学級(HR)担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりしている。</p> <p>特に若手教員に対しては、「学校いじめ対策組織」がきめ細かに指導・助言している。</p>	
8 記録の保管・引継ぎ	<p>全ての事案について、「学校いじめ対策組織」で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。</p> <p>進級の際は、学級(HR)担任等がいじめに係る記録を確実に引き継いでいる。</p> <p>児童生徒が進学する際は、進学先にいじめに係る記録内容を引き継いでいる。</p>	
9 学校評価の実施「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価等で成果と課題を検証している。</p> <p>評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改訂している。</p> <p>学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。</p>	

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている幼児・児童・生徒のサイン	幼児・児童・生徒名							
サイン								
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない（又は不明）								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行く回数が増える								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借りが多い								
いじめている幼児・児童・生徒のサイン	幼児・児童・生徒名							
サイン								
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。								
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる								
家庭等でのサイン	幼児・児童・生徒名							
サイン								
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

※実態に応じて必要な項目をチェックする。

V いじめへの対応

1 幼児・児童・生徒への対応

(1) いじめられている幼児・児童・生徒への対応

いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている子どもの立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている幼児・児童・生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている幼児・児童・生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害幼児・児童・生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている幼児・児童・生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている幼児・児童・生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 幼児・児童・生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局・特別支援教育課との連携

- 関係幼児・児童・生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣要請
※北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームからの助言

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での幼児・児童・生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関（療育センター、学校医等との連携）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態 単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア いじめに係わる行為が止んでいること イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の幼児・児童・生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児・児童・生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の幼児・児童・生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「情報」における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習（探究）の時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動、ホームルームにおける情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

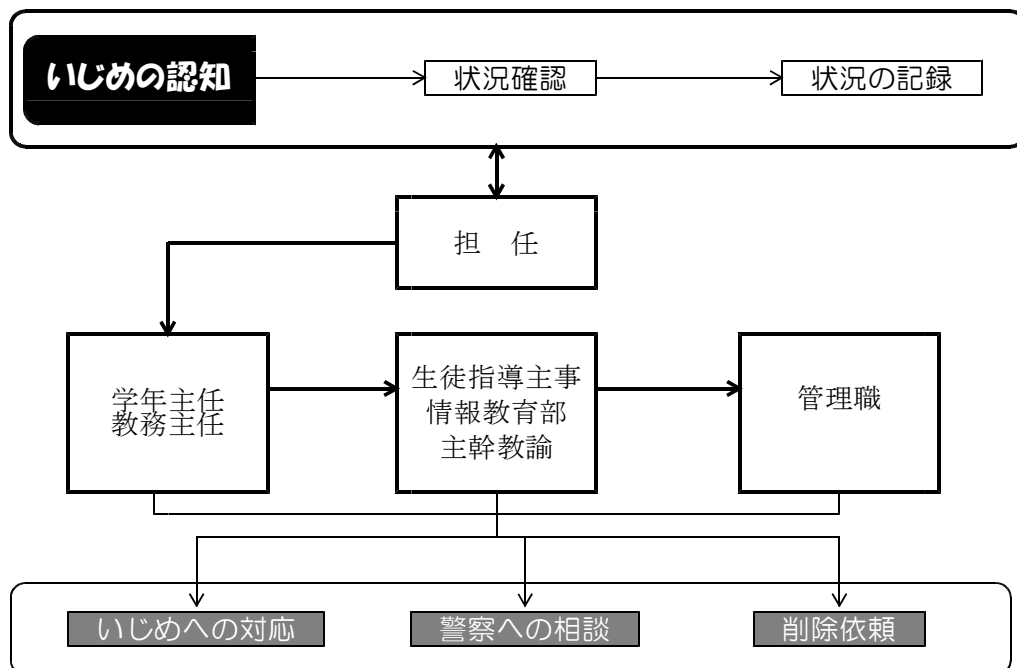
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 幼児・児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 幼児・児童・生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 高額の金品を奪い取られた場合

- (2) 幼児・児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合
 - 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - 一定期間、連続した欠席がある場合

- (3) 児童生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたと申立てがあったとき

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、上川教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

幼児・児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

■ 重大事態に発展させないための対応

- いじめは、「適切な対応を怠ればどのような事案も深刻化する」という危機意識を教職員間で共有することが重要です。そのためには、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討することが必要です。
- 事案が複雑化し、対応が難しくなるケースとして、次のようなことが考えられます。

- 周りからは仲がよいと見られるグループ内でいじめが発生している
- 閉鎖的な部活動内でいじめが発生している
- 被害と加害が錯綜して(入れ替わる)
- 教職員が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまう
- いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊にある
- いじめが集団化し孤立状況にある
- 特に配慮が必要な児童生徒に適切に対応している
- 保護者との間に不信感が生じている など

- このようなケースについては、早い段階からSCやSSW等を交えた学校いじめ対策組織において丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める必要があります。

- ① アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等)の実施
- ② アセスメントに基づき、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針等についてのプランニング
- ③ 決定した指導・援助プランの全教職員での共通理解
- ④ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等についての説明及び保護者の同意確認
- ⑤ 指導・援助プランの実施
- ⑥ モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等)
- ⑦ 状況に応じて、目標や取組の修正、次の段階への移行

- 特に、アセスメントに基づく指導・援助プランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害児童生徒及び保護者の同意の確認、などに留意することが必要です。
- 事案に応じて、警察や児童相談所などの関係機関等との密接な連携を図ることや、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行うことが重要です
- 情報の整理と管理、会議等の記録の作成と保管は必ず行います。

- いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなるケースについては、学校いじめ対策組織で本シートを活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えた丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めましょう。

チーム支援シート

年 組	氏名	年 月 日	現在
--------	----	-------	----

アセスメント

		1 問題点 気になる点、支援が必要など ころ	2 問題の背景 原因・背景として考えられる もの	3 自助資源 児童生徒自身のよいところ	4 援助資源 児童生徒の支えになるもの
学 習 面	・学習状況 ・学習意欲 ・学力レベル				
心 理 ・ 社 会 面	・情緒面 ・ストレス対処 ・交友関係 等				
進 路 面	・得意なこと ・将来の夢 ・進路希望 等				
生 活 面	・学校内外の生 活 ・健康状況 等				
家 庭 面	・生育歴 ・家庭環境 ・親子関係 等				
そ の 他					